

伝染性紅斑の流行について（警報）

令和7年5月22日（木） 15時00分

北海道帯広保健所
(北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室)
TEL 0155-26-9082 FAX 0155-25-0864

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第20週（令和7年5月12日～5月18日）において、帯広保健所管内の定点あたりの伝染性紅斑患者報告数が、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、帯広保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、紅斑を主症状とする発疹性疾患で、両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ病」と呼ばれることもあります。5歳から9歳までの子どもが多く発症し、まず、発熱などの感冒様症状（かぜ症状）を呈することが多く、その後、1週間程度してから頬に発疹が現れ、続いて手や足に発疹が見られます。

2 伝染性紅斑の感染予防

発疹が出現した時にはほとんど感染力がありませんので、二次感染予防策の必要はありません。

また、ウイルス排泄期には特徴的な病状を示さないので、実際的な二次感染予防策はありませんが、感染症の予防策として、手洗いの徹底を心がける必要があります。

妊婦などは、流行時期に感冒様症状の者に近づくことを避け、熱や倦怠感が出現した後に発疹が出るなど、感染を疑う病状がある場合には、医療機関に相談し、胎児の状態を注意深く観察してください。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの伝染性紅斑患者報告状況

(表示は「定点医療機関からの患者報告数(定点医療機関あたりの患者報告数)」単位:人)

	第16週 (4/14～4/20)	第17週 (4/21～4/27)	第18週 (4/28～5/4)	第19週 (5/5～5/11)	第20週 (5/12～5/18)※
帯広保健所	0 (0.00)	1 (0.25)	3 (0.75)	6 (1.50)	8 (2.00)
全道	320 (3.14)	346 (3.39)	307 (3.10)	293 (2.87)	470 (4.61)
全国	2,966 (1.25)	3,073 (1.30)	2,712 (1.16)	2,680 (1.14)	- (-)

※第20週の患者報告数は速報値

全道の伝染性紅斑流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、帯広保健所管内の小児科定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

<伝染性紅斑の警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	2	1